

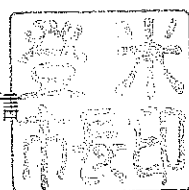
告 示

下記の書類は、宛先人の所在が不明なので、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公示送達をする。

なお、この書類は登米市総務部税務課において保管し、申し出があれば、いつでも交付する。

令和 8 年 8 月 5 日

登米市長 熊 谷 康 信



記

送達を 受けるべき者	氏 名	山田 亮
送達すべき 書 類 名	令和 8 年度国民健康保険税決定（更正）通知書	

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により告示した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。